

## 議 事 日 程 （第2号）

令和8年3月4日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第16号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第17号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第18号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第19号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第20号 東白川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第7 議案第21号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第22号 東白川村社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第23号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第24号 令和8年度東白川村一般会計予算
- 日程第11 議案第25号 令和8年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第26号 令和8年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第27号 令和8年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第14 議案第28号 令和8年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第29号 令和8年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第16 議案第30号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

---

### 出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	今井竜生
総務課長	伊藤秀人	総務課課長	神戸正紀
会計管理者	田口こず江	村民福祉課長	安江真紀子

村民福祉課課長 桂 川 のぞみ  
産業建設課長 今 井 信 和  
診療所事務局長 若 井 純

村民福祉課課長 安 江 由 次  
産業建設課課長 辻 普 稔  
教育課長補佐 今 井 宣 之

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局  
書 記 河 田 孝

---

◎開議の宣告

○議長（安江健二君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、1 番 安江真治君、7 番 樋口春市君を指名します。

---

◎議案第 16 号から議案第 30 号までについて（提案説明）

○議長（安江健二君）

日程第 2、議案第 16 号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 16、議案第 30 号 令和 8 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの 15 件を昨日 3 月 3 日に引き続き、新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸正紀君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第 16 号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 8 年 3 月 3 日提出、東白川村長。

提案理由及び本文については、全員協議会で説明済みなので省略させていただき、附則のみ読み上げさせていただきます。

附則（施行期日） 1. この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分） 2. この条例による改正後の東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。以上です。

次に、議案第 17 号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 8 年 3 月 3 日提出、東白川村長。

こちら提案理由と内容は全員協議会で説明済みですので、附則のみ読み上げます。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。以上です。

次に、議案第18号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

こちら提案理由及び本文は全員協議会で説明済みですので、附則のみ読み上げさせていただきます。

附則（施行期日） 1. この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置） 2. この条例による改正後の東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。以上でございます。

#### ○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

#### ○村民福祉課課長（安江由次君）

続きまして、議案第19号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

2ページをお願いいたします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、主に子ども・子育て支援法に基づく条例改正となります。

既に御承知のとおり、令和8年4月より国保を含む全ての医療保険にこの支援金分が加算されることとなります。この子ども・子育て支援制度は、少子化対策を強化する財源として、社会全体で子育て世帯を支えるもので、今回はその関連部分の改正となります。

後ほどの全員協議会で大きく変わる点をもう少し説明をさせていただき予定としておりますが、改正分につきましては、先日の全員協議会で説明させていただいておりますので、本文の朗読と新旧対照表の朗読は省略させていただき、附則からお願いをいたします。

2ページはねていただきまして、附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。以上です。

続きまして、議案第20号 東白川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。東白川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり

り提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

この条例は、この4月から義務化されますことも誰でも通園制度に伴い整備させていただく条例となります。

全員協議会でも説明させていただきましたが、ゼロ歳6か月から3歳未満の子を対象に、月10時間の範囲内で保護者の就労条件がなくても利用でき、子供が家庭だけでは得られない経験ができるよう、子供の育ちを応援する制度となります。

次ページをお願いいたします。

東白川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準) 第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に定める基準の例による。

(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。以上です。

続きまして、議案第21号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

次ページをお願いいたします。

東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、既に長期休暇等で利用のある放課後児童の事業を平日も利用できるように拡大することに伴い改正するものでございます。

全員協議会にて説明させていただいておりますので、本文の朗読と新旧対照表の朗読は省略させていただきます、附則からお願いをいたします。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。以上でございます。

#### ○議長（安江健二君）

教育課長補佐 今井宣之君。

#### ○教育課長補佐（今井宣之君）

続きまして、議案第22号 東白川村社会教育委員条例の一部を改正する条例について。東白川村社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、社会教育委員の定数について改正をする条例でございますが、内

容につきましては前回の全員協議会のほうで説明をさせていただいておりますので、内容及び新旧対照表については省略をさせていただきまして、附則のみ読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

続きまして、議案第23号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例について。東白川村公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

1枚めくってください。

東白川村公民館条例の一部を改正する条例でございますが、社会教育委員条例と同様、定数の改正を行うものでございます。

こちらにつきましても前回の全員協議会のほうで説明をさせていただいておりますので、附則のみ読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。以上でございます。

#### ○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

#### ○総務課長（伊藤秀人君）

それでは、別冊の令和8年度東白川村予算書1ページをお願いします。

見出しと一部の括弧書きを省略し説明をさせていただきます。

議案第24号 令和8年度東白川村一般会計予算。令和8年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億3,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

款と金額のみ読み上げさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款村税2億959万4,000円、2款地方譲与税7,334万円、3款利子割交付金5万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金90万円、6款地方消費税交付金4,800万円、7款環境性能割交付金300万円、8款地方特例交付金40万円、9款法人事業税交付金200万円、10款地方交付税16億円、11款分担金及び負担金681万円、12款使用料及び手数料5,557万1,000円、13款国庫支出金2億9,256万円、14款県支出金1億7,668万7,000円、15款財産収入1,184万7,000円、16款

寄附金 2億45万円、17款繰入金 4億2,402万5,000円、18款繰越金 1億1,806万9,000円、19款諸収入 2,019万7,000円、20款村債 1億9,150万円、歳入合計34億3,600万円。

歳出、1款議会費3,707万円、2款総務費 7億6,264万円、3款民生費 5億1,006万円、4款衛生費 3億5,125万円、6款農林水産業費 3億1,116万円、7款商工費 2億1,117万円、8款土木費 2億1,216万円、9款消防費 1億1,215万円、10款教育費 5億4,926万円、11款災害復旧費1,565万円、12款公債費 3億6,143万円、14款予備費200万円、歳出合計34億3,600万円。

## 第2表 地方債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げます。

公共事業等、3,270万円、普通貸借、4%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

過疎対策事業 1億3,860万円、以下同じになりますので、省略をさせていただきます。

過疎対策事業（ソフト） 2,020万円。

8ページをお願いします。

議案第25号 令和8年度東白川村国民健康保険特別会計予算。令和8年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

## 第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税5,534万4,000円、3款県支出金 1億9,535万4,000円、5款繰入金 2,537万5,000円、6款繰越金382万4,000円、7款諸収入10万2,000円、8款公債費1,000円、国庫支出金はゼロです。歳入合計 2億8,000万円。

歳出、1款総務費1,148万1,000円、2款保険給付費 1億7,569万4,000円、3款国民健康保険事業費納付金7,124万4,000円、4款財政安定化基金拠出金1,000円、5款保健事業費286万9,000円、6款基金積立金1,000円、7款諸支出金1,827万円、8款予備費44万円、歳出合計 2億8,000万円です。

12ページをお願いします。

議案第26号 令和8年度東白川村介護保険特別会計予算。令和8年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款保険料4,855万4,000円、3款国庫支出金8,300万3,000円、4款支払基金交付金7,625万5,000円、5款県支出金4,051万4,000円、6款繰入金4,726万4,000円、7款繰越金385万円、8款諸収入56万円、歳入合計3億円。

歳出、1款総務費1,185万円、2款保険給付費2億6,890万円、5款地域支援事業費1,909万円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円、8款予備費10万円、歳出合計3億円。

16ページをお願いします。

議案第27号 令和8年度東白川村国保診療所特別会計予算。令和8年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億5,119万5,000円、2款使用料及び手数料75万1,000円、3款県支出金21万4,000円、5款繰入金1億100万円、6款繰越金1,000万円、7款諸収入184万円、歳入合計2億6,500万円。

歳出、1款総務費3,930万9,000円、2款医業費2億2,480万4,000円、4款公債費78万7,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億6,500万円。

19ページをお願いします。

議案第28号 令和8年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。令和8年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料3,589万5,000円、3款後期高齢者医療広域連合支出金566万4,000円、4款繰入金2,091万4,000円、6款繰越金152万7,000円、歳入合計6,400万円。

歳出、1款総務費136万1,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金5,649万1,000円、3款保健事業費584万8,000円、4款諸支出金20万円、5款予備費10万円、歳出合計6,400万円。

続いて別冊ですけどお願いします。

議案第29号 令和8年度東白川村簡易水道事業会計予算。

第1条 令和8年度東白川村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数954戸、年間総給水量18万8,687立米、1日平均給水量516立米、4. 主要な建設改良事業、ア、施設更新・改良事業9,901万円。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款簡易水道事業収益2億2,883万2,000円、第1項営業収益4,747万3,000円、第2項営業外収益1億8,135万9,000円。

支出、第2款簡易水道事業費用2億2,883万2,000円、第1項営業費用2億2,223万2,000円、第2項営業外費用640万円、第4項予備費20万円。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,493万1,000円は過年度分損益勘定留保資金7,493万1,000円で補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入1億1,115万5,000円、第1項企業債4,960万円、第4項補助金5,391万4,000円、第5項補償金764万1,000円。

支出、第4款資本的支出1億8,608万6,000円、第1項建設改良費9,901万円、第2項企業債償還金8,665万8,000円、第3項基金積立金41万8,000円。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

簡易水道事業債、4,960万円、普通貸借、年4%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、財政融資資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものによる。ただし、企業その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

第6条 次に掲げる経費について、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費1,046万3,000円。

第7条 簡易水道事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億3,717万6,000円である。

第8条 棚卸資産の購入限度額は154万2,000円と定める。令和8年3月3日提出、東白川村長。続きまして、小規模集合排水処理事業会計です。

議案第30号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算。

第1条 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 年間処理水量1万9,662立米。2. 1日平均処理水量53.9立米。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款小規模集合排水処理事業収益2,767万5,000円、第1項営業収益701万3,000円、第2項営業外収益2,066万2,000円。

支出、第2款小規模集合排水処理事業費用2,767万5,000円、第1項営業費用2,676万7,000円、第

2項営業外費用80万8,000円、第4項予備費10万円。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額432万8,000円は過年度分損益勘定留保資金155万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金277万6,000円で補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入431万9,000円、第5項補助金431万9,000円。

支出、第4款資本的支出864万7,000円、第2項企業債償還金864万7,000円。

第5条 次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費841万2,000円。

第6条 小規模集合排水処理事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,217万7,000円である。令和8年3月3日提出、東白川村長。以上でございます。

○議長（安江健二君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

お諮りします。3月5日から9日の5日間休会としたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月5日から9日の5日間休会とすることに決定をしました。本日はこれで延会とします。

午前10時05分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

